

# パブリックコメント手続 実施結果

## 「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況に関する検証（素案）」

1 募集期間 令和6年11月26日（火）～令和6年12月25日（水）

2 意見の件数・意見提出者数 16件・4人

### 3 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	3人	1人

### 4 内容別の意見件数

	項目	件 数
1	「概要版」に関する意見	1件
2	「条例制定の背景」に関する意見	1件
3	「条例で定める市民参加の方法」に関する意見	1件
4	「市民の条例への認知度」に関する意見	1件
5	「令和7年度以降の取り組み」に関する意見	8件
6	「パブリックコメント手続の実施日」に関する意見	1件
7	パブリックコメント手続に関する意見、要望	3件
合計		16件

### 5 意見への対応区分 ※「パブリックコメント手続に関する意見、要望」、「その他意見」として整理したものを除く。

対応区分	説 明	件 数
反映	意見を受けて計画(素案)等に一部修正を加えたもの	0件
対応済み	すでに計画(素案)等に記載されているもの又はすでに対応しているもの	1件
参考	計画(素案)等への反映は困難であるが、今後、取組を推進する上で参考とするもの	12件
合計		13件

6 条例、計画等の公表日（予定） 令和7年3月31日（月）

茅ヶ崎市くらし安心部 市民自治推進課 協働推進担当  
0467-81-7126（直通）  
e-mail:shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

## (意見及び市の考え方)

### ■「概要版」に関する意見(1件)

(意見1)(対応区分:参考)

#### 概要版

○この概要版の市民参加条例の説明は、おかしいのではないか。

市民に知つてもらう努力、市民参加の必要性や市民の参加による施策の推進などの実感を市民にしてこなつたために、現在の状況となつてゐる。にもかかわらず、それを自覚することなく、軽い感じで市民参加を説明して済ませてしまつてゐるためにいつまでも本当の認知度が上がらないということを自覚すべきだと思います。

#### (市の考え方)

パブリックコメント手続における概要版は、市民アンケート<無作為>結果を受けて、パブリックコメント手続に馴染みのない方やお時間のない方などにも、案件の理解や把握をしていただきたいため、ポイントを整理し、市民参加条例が制定された背景、市の現状などを要約し作成したものです。

また、市民アンケート<無作為>結果の「市民意見を尊重していると思うか」の設問に対して、「尊重していると思う」が47%。「尊重していると思わない」は38%であり、そのうちの50%が「出した意見が市の取り組みに反映されたかわからない」を理由に挙げています。この結果は、市民参加を通じていただいた意見の反映に関する説明が市民に届いていないことと捉えております。また、これらはご指摘いただいている「実感」に関わると考えております。

今後につきましても、要点を整理した概要版だけではなく、条例制定の背景や制定に向けた取組みなど市民と議論を重ねた経過も含めた周知など市民へ届くように努めてまいります。

### ■「条例制定の背景」に関する意見(1件)

(意見2)(対応区分:参考)

#### P.1 1 条例制定の背景

○なぜ、市民参加が推進されないのか、ほんとうに考えたことがありますか？

そのためには自治基本条例を理解し、市民自治のために、自分たちの地方自治体としての自覚を持ってもらうためにこの条例を真剣に利用しようとする姿勢が職員側に必要なのではないでしょうか。

市民が真剣に考え、検討した意見を取り入れようという姿勢がない、そのための設定をしていないことなどが、市民に意見を言っても仕方がないと思わせてしまつていると考えてほしいと思います。

#### (市の考え方)

市職員が自治基本条例の制定趣旨や目的などをはじめ、市政運営の基本原則である市民参加や情報共有、説明責任の重要性や条例制定までの経緯を含めて理解し日々の業務を遂行することが自治を推進するうえで重要と考えております。

一例ではございますが、(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備事業では、整備する施設の規模や基本理念を実現するための基本方針等を定めた基本計画を策定する際の意見交換会、整備予定地の近隣住民を対象とした説明会、「こんなコミセンになつたらいいな」と題した市民ワークショップ、設計の経過を市民と共有する基本設計説明会、松林地区の一部の各種団体から推薦される委員と公募による委員で構成し施設機能及び景観デザインについて意見交換を行う懇談会を開催するなど、それぞれの段階に応じた市民参加を取り入れております。

一方で、職員アンケートにおいて「これまでに市民参加を実施した経験があるか」について、43%の429名の職員が「実施した経験がない」と回答しております。こういった未経験の職員に対しても、市民参加条例の制

定背景や制定に向けた取組みなど市民と議論を重ねた経過も含めた内容の研修を行い、市民参加手続きを実施する際に活かせるように努めてまいります。

また、市民参加を通じていただいた意見につきましても、案件に応じて、意見の背景等も含めて多角的かつ総合的に検討するとともに、市の考え方を説明し、市民に届くよう情報発信の内容を工夫しながら取り組んでまいります。

### ■「条例で定める市民参加の方法」に関する意見(1件)

(意見3)(対応区分:参考)

#### P.1 2 条例で定める市民参加の方法

○市民参加の方法は、多様です。施策の内容によって、市民の周知度によって、さまざまな形態やアプローチの方法を工夫すべきです。

特に、課題を抱えている市民との熟度のある意見交換や普段関心がない市民へのアプローチの仕方など、工夫がなされるべきです。

今の状況は、単に簡単な方法を選んで、市民の意見を聴きましたと言う形だけの市民参加を行政側が推進していると思います。

市民参加班市民自治を進めるためのものです。これでは、いつまで経っても市民自治が進まないと考えます。

(市の考え方)

多様な市民参加の機会を提供することは、多くの市民の皆さんに意見を伺う上で、重要だと認識しております。そこで、この度の市民参加条例の施行状況に関する検証にあたっても、まずは、市民参加に対する市民意識の把握のために無作為抽出した市民3000名を対象としたアンケートを実施し、アンケート紙面上で読み取り切れないニーズや課題を把握するためにヒアリングを実施しました。その後、市民アンケートやヒアリングなどの結果から抽出された課題について、市民同士の話し合いにより課題解決に向けた意見やアイデアの集約を目的としたワークショップを開催するなど、様々な市民参加の方法を取り入れることで、日頃は市民参加が難しい方にも関わっていただけるよう配慮してまいりました。

また、市民参加の方法の実施に際しては、X(旧 Twitter)、メール配信サービス、デジタルサイネージ、LINEなどを活用し、多くの市民に届くように発信をしてまいりました。

今後につきましても、案件に応じて様々な市民参加の方法を柔軟に実施することが重要であることを、職員研修等で周知してまいります。

### ■「市民の条例への認知度」に関する意見(1件)

(意見4)(対応区分:参考)

#### 1. 市民の条例への認知度を高めるためにワークショップを開く

市民参加条例についての市民の認知度が低い状況です。市民アンケート調査から 24(R6)年「知っている」7%(73人)、20(R2)年「知っている」10%(104人)という状況でした。この間(12月15日)のパブリックコメント説明会では、参加者2人でした。

こんな状況に対応するために、ワークショップを開き「市民の条例への認知度を高める」ことに取り組むということで意見を出します。

私は今年5月に開いた自治基本条例のワークショップに参加しました。(市民参加条例のワークショップには参加していません)ワークショップの進め方等を改善すれば、この条例への関心が変えられる可能性があると思いました。そして、市民の関心が30%くらいなるようにしていったらと考えています。(30%理論と呼ばれる考

え方は、社会的な現象やアイデアが30%を超えると急速に広まるというものです)  
自治基本条例のワークショップでは、学生が司会をしてくれましたが、市民で進めていったらと考えます。そのために、市民有志と市で一緒に考え、ワク組みをつくり、実行していくことにしてはどうかと考えています。  
この取り組みによって、次の検証までに今回と違う結果を出すということです。いかがでしょうか。

#### (市の考え方)

本検証の一環として令和6年12月に実施した「まちづくりの第一歩！やってみよう意見を伝える体験会」では、本パブリックコメント手続の概要説明に加え、市民参加の意義や目的など基本的な内容を説明しました。また、意見提出の体験を通じて、市民参加の方法をより身近に感じていただける取り組みを実施し、市民参加の必要性を知っていただけるよう、様々な工夫を凝らしました。

また、12月2日(月)から6日(金)にかけて、市役所市民ふれあいプラザにて「知って得する！市民参加パネル展」を実施し、本パブリックコメント手続を周知するとともに、検証概要や市民参加の方法等に関するパネルを展示し、多くの市民の皆さんに市民参加について知っていただく機会となるよう努めました。本検証を通じて行った市民参加の方法においては、参加者が少数であったなど課題もあり、進め方に工夫が必要だと認識しております。

今後も案件に応じて、いただきましたご意見も含め市民参加の方法の内容を検討し実施してまいります。

#### ■「令和7年度以降の取り組み」に関する意見(8件)

##### (意見5)(対応区分:参考)

###### P.4 (改善施策1)市民参加の機会の情報発信

○市民参加をしたら、市民にとって良いことがあった、時間を使って対応しても良かったと思える行政側の対応があったなどを市民が知ることにより、市民参加の機会に対する情報発信にも目を向けるのではないかでしょうか。

ただ、日時とこんな内容でと言う情報発信では祖俺が市民参加になるとも思っていないのではないかでしょうか。情報発信の内容を考えてください。

##### (意見6)(対応区分:参考)

###### P.4 (改善施策2)

○私はこれまでいくつもの政策提案をしてきましたが、最初のころと比べると意見を尊重してくれていると思えない状況になっています。

そのためには、行政側のほんとうに具体化できるように検討をしてみようという姿勢が必要です。

最初の市民の政策提案である「議会の全員協議会への説明資料をホームページに公開する」ことは、当時の職員が必要なことだし、市民にも知る権利があると、即実現したものです。これは他市では見られないために、茅ヶ崎市が民主的で進歩的であるとの意見をいただきます。

このような内容を市民へのPRに使うことなどを考えたらどうでしょうか。

ただ、やっていますと言う情報発信では、市民が実感できないのだと思います。工夫を期待します。

#### (市の考え方)

市民参加を通じていただいたご意見については、内容によっては反映が難しい場合もありますが、意見に対する市の考え方をお伝えすることが、市民の皆さまが、また意見を提出したいと思える事につながると考えています。

いただいたご意見は、案件に応じて、意見の背景等も含めて多角的かつ総合的に検討するとともに、市の考え方を説明し、意見を反映した点などが市民に届くよう情報発信の内容を工夫しながら取り組んでまいります。

す。

なお、今回のパブリックコメント手続等でいただいたご意見につきましても、市民参加の職員研修等で府内に共有し、いただいたご意見の対応についてもお伝えしていきます。

#### (意見7)(対応区分:参考)

##### P.5 (改善施策3) 市民参加手続きの適正な運用

○市民参加を取り入れたことがない職員が57%と記載がありますが、市民参加はこの条例に記載がある方法だけではないということを研修で行っていないためではないでしょうか。

普段の仕事の中で、市民参加は様々な形で行われていると考えます。

下水道河川課で作業に行ったり、確認に行ったりしたときに、市民から現地の情報をもらい、今後の管理に必要なことが分かったりすることもありますよね。これも市民参加です。

市民自治を理解し、市民と一緒に茅ヶ崎市の施策を進めていくという気持ちがあれば、もっとあらゆるところで市民参加が行われていくことが出来ると思います。

単にガイドの方法のみだと、ルールを作つてとかだけでなく、市民自治はどう実現していくのか、そのための市民参加はどうあるべきかと研修してほしいと考えます。

特に、市民参加の関する研修は、以前から行っているように市民も入れて実施してほしいと考えます。同じ研修を受けることによって、市民と職員が同じ立場に立って市民参加を理解できると考えます。是非実施を検討して下さい。

#### (市の考え方)

ご意見のとおり、業務の中で市民とは様々な形で関わりを持っており、市民参加の職員研修においては、市民参加条例で規定されているものだけではなく、窓口や電話での問い合わせなども含まれることや、市政全般において市民参加を積極的に取り入れる必要があることを研修しております。

職員アンケートについては、設問を市民参加条例第8条に規定している市民参加の方法の実施経験を設定して調査をしたものです。「市民参加を実施した経験がない」と回答した職員は、令和2年度検証時の57%と比較して14ポイント減少し、43%となっており、市民参加を取り入れたことがある職員は増えています。

市民との相互理解の機会については、重要だと認識しており市民を交えたワークショップや説明会など機会をとらえて実施しており、今後についても案件に応じて実施してまいります。

また、市民参加の方法やルールといった形式的な内容だけでなく、市民参加の意義や目的についてもさらに理解を深められるような研修となるよう努めてまいります。

#### (意見8)(対応区分:参考)

##### p.23 「市民参加の機会の情報発信」を令和7年度以降も継続して実施について

継続される上で、以下を加味していただければ幸甚です。

参加したことがないことの理由にある「市の取り組みがよく分からない」ことに対応して、更にわかりやすく、興味を持ちやすくするため、市民との関係性(現在から将来までにおける自分の生活への影響など)が強く感じられる表現などの工夫の余地はあるのではないかと思います。せっかく参加したいと思っている人が5割もいるので…。

#### (意見9)(対応区分:参考)

##### p.23 「市民参加の機会の情報発信」を令和7年度以降も継続して実施について

継続される上で、以下を加味していただければ幸甚です。

参加したら「面白そう」「楽しそう」と感じられる告知、かつ、それがテキストだけでなく、視覚的に(画像や動画などで)訴えるなど、市民が直接的に感じられるような告知をお願いします。

#### (市の考え方)

これまで、市民の皆さんに市の取組を分かりやすく伝え、興味を持ってもらえるよう、パブリックコメント手続に関する資料の表紙を改訂するなど、様々な工夫を行ってまいりました。また、市民参加の機会について情報発信を行う際には、X(旧 Twitter)、LINE、デジタルサイネージ(市役所本庁舎・分庁舎、そよら湘南茅ヶ崎)などを活用し、画像を用いた周知を進め、多くの市民の皆さんに興味・関心を持っていただけるよう努めています。

今後も、多くの市民の皆さんに興味・関心を持っていただけるように、また理解いただけるように、それぞれの案件や媒体に応じて情報発信を工夫して参ります。

#### (意見10)(対応区分:対応済み)

p.23 「学識経験者への意見聴取では、「費用対効果への配慮」という意見をいただいたことについて市の職員さんの負担含め、市民参加に関する費用を増やさないためにも、日々の窓口業務で得られる多くの情報・経験を活用する仕組みの構築と運用がひとつ的方法ではないかと思います。

窓口で行われる市民からの相談や市民とのやりとりの中に潜在する「いわゆる市民参加」で得られるような「隠れた市民の思い」を抽出し、生かす仕組みがあればと思います。

アンケート、ヒアリング、ワークショップに限らず、「市に対する思いが強い人」と思われる心配を持たずに、自然なカタチで市民の想いを発信していただける機会を増やすことが可能だと思います。もちろん、21 ページに掲載されているような方法も決められていることですし大切ですが…。

#### (市の考え方)

市民参加を通じていただいた意見や日々の業務で得られた情報等につきましては、課内で共有するだけでなく、必要に応じて他課へ情報提供し活用するなど、情報共有に努めています。また、市民参加の職員研修においては、市民参加条例で規定されているものだけではなく、窓口や電話での問い合わせなども含まれることや、市政全般において市民参加を積極的に取り入れる必要があることを研修しております。

今後も日々の業務で得られる多くの情報を活用できるよう、円滑な情報共有に努めてまいります。

#### (意見11)(対応区分:参考)

p.23 「テーマに応じたターゲットを意識して、関わりのある市民や興味がある市民等、対象を見極めた効果的な周知・啓発行うこと」について

対象を見極めた効果的な周知・啓発行う上で、以下を加味していただければ幸甚です。

市民参加の機会の周知のため、若い人向けに「ちがすき」の他にもインスタグラムによる広報が必要かと思います。

更に、Facebook による広報を中高年向けに、地域電波メディア(茅ヶ崎 FM など)による広報を若い人向けにできると良いと思います。

#### (意見12)(対応区分:参考)

p.23 「テーマに応じたターゲットを意識して、関わりのある市民や興味がある市民等、対象を見極めた効果的な周知・啓発行うこと」について

対象を見極めた効果的な周知・啓発を行う上で、以下を加味していただければ幸甚です。  
広報の内容のわかりやすさ、市民のどういう方、どういう層の方が見てもわかりやすいような－例えば義務教育修了レベルの表現・内容(専門用語に関するもの)にするなど－工夫が必要だと思います。  
また、情報の告知の際、パブリックコメントの表紙に記載されているように QR コードも URL と併載して欲しいと思います。  
茅ヶ崎市の HP は、スマートフォン版と PC 版の両方で利用しやすくなっている(デバイスによる使いにくさはない)ので、このような使う市民に合わせた見やすさの工夫はとても良いので、継続してほしいと思います。

#### (市の考え方)

市民の皆さんに市の取組を分かりやすく伝え、興味を持ってもらえるよう、パブリックコメント手続等の実施にあたっては、可能な限り専門用語や行政用語の使用を避ける事や語注の追加、本パブリックコメント手続のように概要版を作成するなど、様々な工夫を行なうこととしております。

今後も、ご意見を参考に市民の皆さんにとって分かりやすい資料の作成に努めるとともに、市民参加の機会について情報発信を行う際には様々な媒体を活用し、また、市ホームページの二次元コードや URL を併記するなど、情報が取得しやすい広報となるよう、周知・啓発に努めてまいります。

#### ■「パブリックコメント手続の実施日」に関する意見(1件)

##### (意見13)(対応区分:参考)

##### 2. パブコメの実施日程調整について

市民参加条例と自治基本条例のパブコメが同じ日程で実施されました。この 2 つは今後、同じ日程で実施しないでください。

#### (市の考え方)

本市では、平成22年4月1日に茅ヶ崎市自治基本条例を施行し、市政運営の基本原則の一つとして市民参加を位置づけ、同条例第16条第5項において「市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める」としました。この規定に基づき、平成26年4月1日に茅ヶ崎市市民参加条例を施行し、市民参加に必要な事項を定めることで、市民参加の推進に努めています。

これら2つの条例では、条例の施行状況等を検証することが規定されており、4年を超えない期間ごとに実施することとされています。

関連する2つの条例のアンケートを同時にすることで、自治基本条例で規定する市政運営の一つである「市民参加」を推進するための具体的な内容を市民参加条例で定めていることなど、条例の理解が深めていただくことに加え、郵送料金等の予算の削減にもつながることから、市民参加条例と自治基本条例の検証を同時期に実施してまいりました。

パブリックコメント手続は、計画等の案が具体的になった段階で実施することが定められています。ただし、案件ごとにパブリックコメント手続の開始日が異なる場合、市民の皆さんに混乱を招く可能性があるため、必要に応じて実施期間を統一するなどの調整を行い、今回4件のパブリックコメント手続を実施いたしました。

一方で、複数のパブリックコメント手続を同時期に実施することで、資料の閲覧や意見作成にお時間を要する場合があり、市民の皆さんに負担が生じることも懸念されます。そのため、今後も状況に応じて可能な限り期間を配慮いたします。

## ■パブリックコメント手続に関する意見、要望(3件)

### (意見14)

- ・当パブコメと関連あると思われる 今、同期間に実施しているパブコメ「自治基本条例と講ずる措置(素案)」の表紙には、「…本則である説明責任情報共有及び市民参加の徹底」が記載されております。
- ・ですから当パブコメももっと啓発(PR)するところから始めてほしいです。

#### (1)パブリックコメント意見(等)募集について

- ① ほとんどの(多くの)パブコメ(パブリックコメントの意見募集で、これまでいつも(ほとんどの件が)応募者が非常に少なかったと思う。パブリックコメントの意味(公意募集)(市民の意見募集)の意味からしてもっと PR(啓発・多くの情報発信)等をしたり種々(色々)な工夫をして欲しい。

### (市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとする市の基本的な政策等の策定過程において、市民の皆さんからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

パブリックコメント手続を実施するにあたり、市政情報コーナーのほか、広報ちがさき(令和6年12月1日号)や市ホームページ、メール配信サービス、X(旧 Twitter)、LINE、デジタルサイネージ(市役所本庁舎・分庁舎、そよら湘南茅ヶ崎)の活用に加え、市内146箇所に設置している広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しています。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて様々な方法を組み合わせて実施することとしています。今後も市民参加の機会の充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に取り組んでいきます。

### (意見15)

- ・説明会も実施して欲しいです。
- ③パブコメの意味からしても(市民に)説明会開催するのが原則と思う。
- ④説明会(パブコメの)開催した(茅ヶ崎ゴルフ場等々)パブコメは、パブコメ等の説明の参加者も多くパブコメ応募者も常に多かったと思う。
- ・色々書きたいのですが時間がないので以上

### (市の考え方)

本パブリックコメント手続について、市が説明する機会としては、「まちづくりの第一歩！やってみよう意見を伝える体験会」を令和6年12月に3回実施いたしております。本体験会では、市民参加の意義や目的といった基本的な説明に加えて、本パブリックコメント手続の概要を説明しました。また、意見提出の体験を通じて市民参加の方法をより身近に感じていただくなど、意見が出しやすくなるよう様々な工夫を凝らしました。実施にあたっては、広報ちがさき(令和6年12月1日号)にお知らせを掲載しているほか、市ホームページ、メール配信サービス、X(旧 Twitter)、LINE、デジタルサイネージ(市役所本庁舎・分庁舎、そよら湘南茅ヶ崎)の活用に加え、公共施設へのチラシ配架を行いました。

また、本パブリックコメント手続の実施に併せ、12月2日(月)から6日(金)にかけて、市民ふれあいプラザで「知って得する！市民参加パネル展」を実施しました。この取組では、本パブリックコメント手続を周知するとともに、検証概要や市民参加の方法などに関するパネルを展示しました。これにより、多くの市民の皆さんに市民参加の必要性を知っていただき、意見を出しやすい環境づくりに努めました。

今後とも計画策定等の際には、説明会やパブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

(意見16)

②上記と関連ありますが、市広報ちがさき情報欄に当パブコメ募集が記載されておりますが、多くの市民は見逃(見落)等してしまわないでしょうか。

(市の考え方)

広報ちがさきの作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすくお伝えできるよう努めております。ただし、紙面に限りがあるため、その号に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に調整し、より多くの市民の皆さんに情報を認知していただけるよう工夫しています。

今後も、それぞれの内容や媒体に応じた、分かりやすい情報発信に努めてまいります。